

昭和十一年十月十三日印刷施行 通報	編輯者 内閣 情報部	
申込所	定價	
内閣印刷局發行課 電報丸内四三五二一九 報書 東京一九〇〇〇番 全國各地官報版賣所	一部 五 銀 一ヶ年(前金) 二萬四十銚 <small>(外國版に依る)</small> <small>(城は三萬四十銚)</small> 要不取送	東京市麹町區永田町 内閣總理大臣會舍内
東都書籍株式會社 東京神田萬葉町 九三九〇番 最寄書店・肆賣店	一部 一ヶ年(前金) 二萬四十銚 要不取送 申込み下さい。	東京市麹町區大手町

アラビア語の発音

露光量違いにより重複撮影

舶來品より
國產品
員動總神精民國

63(6)

64(6)

臨時資金調整法に就て………大藏省主司

製鐵事業法に就て………工商省鑛山局主司
百貨店法に就て………工商省商務局主司

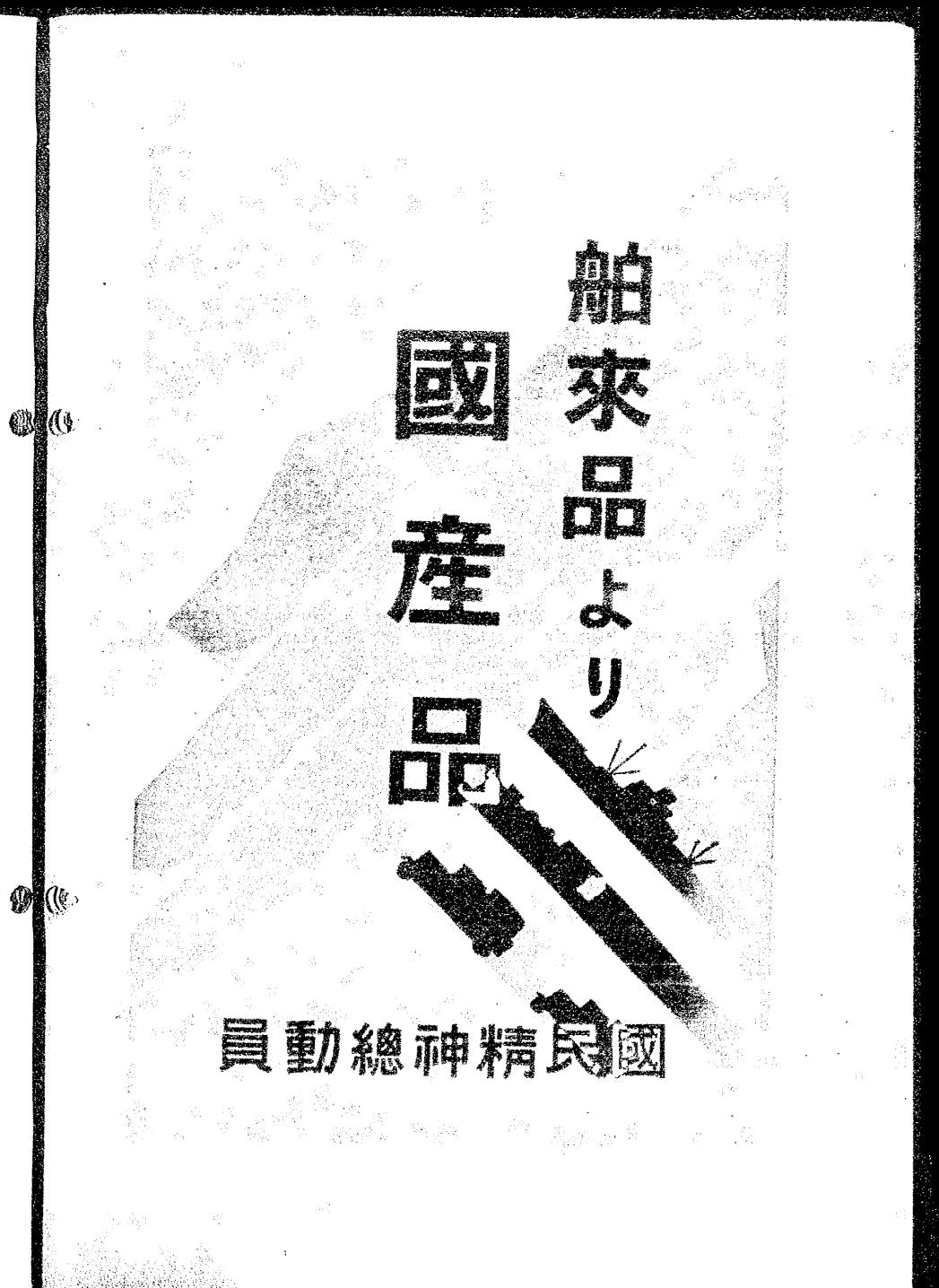
石家莊綏遠城の攻略………陸軍省新聞班主司
支那海軍を擊破する………海軍省海軍軍務部主司

事變と支那言論界………外務省情報部主司

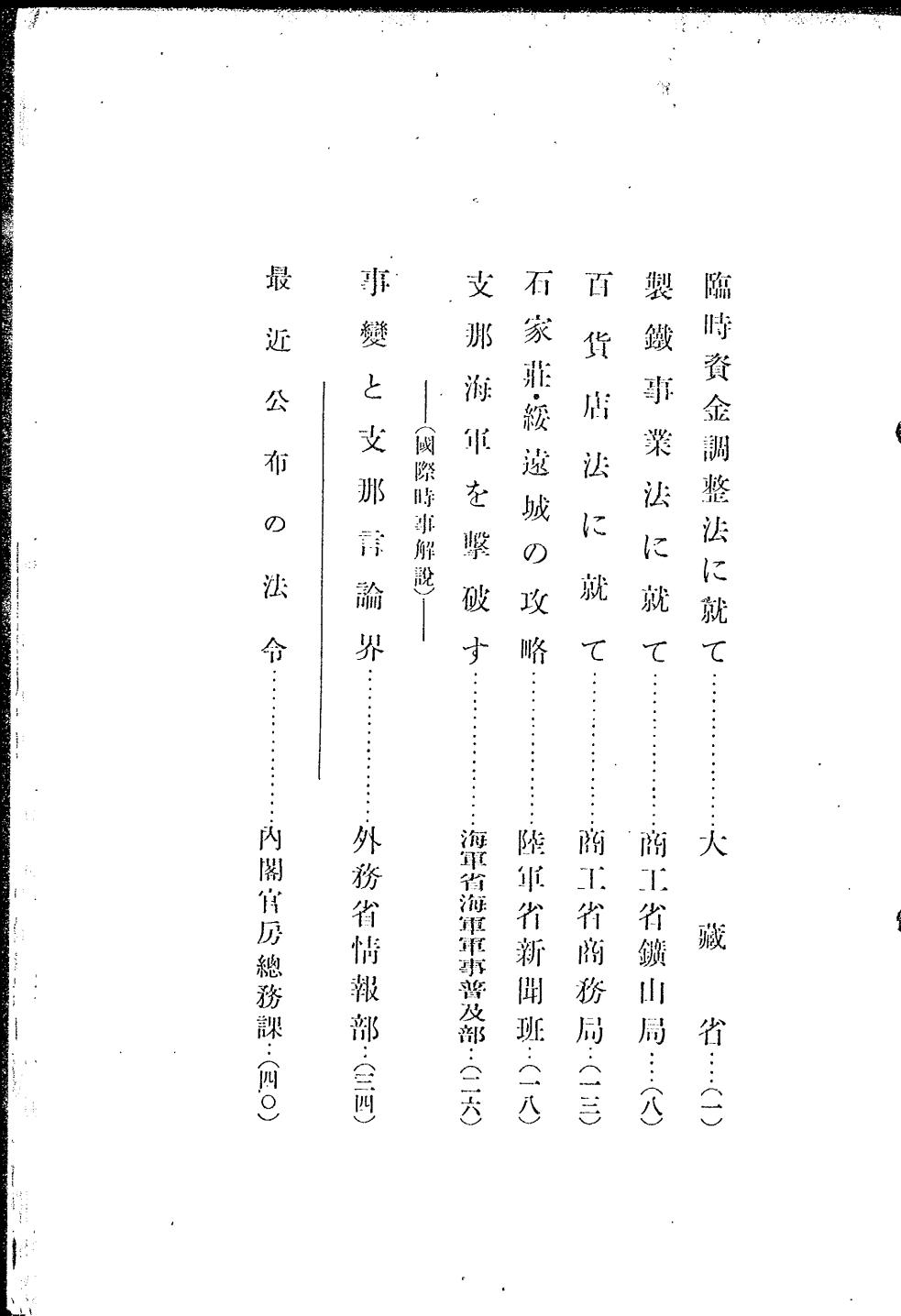
最近公布の法令………内閣官房總務課主司

露光量違いにより重複撮影

國產品より
舶來品
國精神總動員



- 臨時資金調整法に就て 大藏省 (一)
製鐵事業法に就て 商工省鑛山局 (一八)
百貨店法に就て 商工省商務局 (二三)
石家莊・綏遠城の攻略 陸軍省新聞班 (一八)
支那海軍を擊破す 海軍省海軍軍事普及部 (二六)
事變と支那諺論界 外務省情報部 (三四)
最近公布の法令 内閣官房總務課 (四〇)



を調整することに依つて其の目的を達し得るのである。即ち臨時資金調整法は資金の調整といふことが表面に現れては居るが、其の主なる目的は當面我が軍事行動に伴ふ所要資材の需給を調整せんとするに在るのである。之と同時に巨額の公債發行に伴ひ撒布せらるる新たな信用に付ても必要な調整を爲さざる限り、消費を増大し資材の需要を來たすのみならず、一般の物價騰貴を招來し、所謂惡性インフレーションの端緒を開くこととなるので、此の際としては一方貿易を獎勵すると共にこれ等資金が時局に緊要なる方面に使用せらるゝやう適切なる調整を加ふる必要があるのである。

以上は政府が今回臨時資金調整法を制定するに至つた所以の概要であつて、此の趣旨の下に本法は以下に述ぶる如き各種の規定を包含して居るのである。

二 事業資金の調整

本法の中心を爲すものは謂ふ迄もなく事業資金の調整に関する規定である。即ち物資及資金が必要日緊急

なる方面に充分供給せられると共に時局に顧み不需要の方面に向けられることを抑止しなければならないのであつて、之が爲には一方に於て事業主體なる會社の設立、增资、未拂込株金の徵收等に付て政府の認可又は許可を受けしむることと共に、他方に於て事業設備の新設、擴張、改良に關する資金の貸付及有價證券の應募、引受等に付ては金融機關等の側に於て許可を受けしむることとしたのである。

(一) 事業主體を中心とする調整

資本金五十萬圓以上の會社を設立する場合又は資本五十萬圓以上の會社が資本を増加し、合併若は目的の變更を爲し、又は未拂込の株金を徵收し、自己資金等に依り十萬圓以上の事業設備の新設、擴張、改良を爲し若は社債を公募する場合に於ては主務大臣の許可又は認可を受けることが必要なのである。又資本増加又は合併に因て資本金五十萬圓以上の會社となる場合に於ても當該増資又は合併に付同様許可を受けることが必要なのである。

右の許可又は認可の申請ありたる場合に於て其の

許否を決する標準が必要なのであるが、其の標準としては會社の目的とする事業を軍需との關係、國際收支との關係及現在の生産能力其の他の事情より^精而^粗甲、乙、丙の三種に分類したのである。即ち甲に屬する事業は金、銅、鐵、石炭、石油等の採礦業、自動車・航空機製造業、兵器製造業、硫安製造業等百餘の事業を選んであるのであつて、軍需に直接關係ある事業及び之と密接なる關係にある事業で、現在生産設備の不足せるもの又は時局の關係上需要激增し其の結果生産設備の不足を來だすと豫想せらるゝ事業なのである。而して甲類に屬する事業に關するものに付ては國際收支に及ぼす直接の影響等の上に於て特に差支ありと認められたるもの、外は之を許可する方針であつて、唯事業の重要なもの及不許可の處分をする場合に於ては本法施行と共に設置せられた臨時資金審査委員會の議に附して之を決定するのである。

次に乙類に屬する事業に關するものに付ては軍需との關係、國際收支改善との關係、資金の狀況、當該事業の所要資材の需給状況等を^精而^粗て適當と認めたる

ものに限り之を許可する方針であつて、事業の重要なものに付ては臨時資金審査委員會の議を經て之を決定することになつて居る。而して乙類に屬する事業としては人造纖維製造業、バルブ製造業、家畜飼料加工業、製材業等二百十餘のものが列舉せられて居る。次に丙類に屬する事業としては紡績業、寫真機業者機製造業、石鹼化粧品類の製造業、酒造業、百貨店業等百五十餘の業種が擧げられて居るのであるが、これら等は當面國家全般の見地より見て必要薄き物品即ち不需要品及贅澤品等に關する産業であるか、或は重要な産業であつても現在生産力過剩で生産制限等を行つて居るもの等であつて、これ等の事業に關するものに付ては特別の事情あり且臨時資金審査委員會の議を経たるもの、外は之を許可しない方針である。

上述の甲乙丙の標準を作成することは實際問題として其の事業に屬する設備の新設、擴張、改良等の上に重大な關係があるので、政府は九月初め之が爲に準備委員會を設け同委員會は前後六回に亘り慎重審議を遂げ原案の作成に努め、去る九月二十一日官民合同の

臨時資金調整委員會に於て其の原案が決定せられた次第である。

然し乍ら此の分類は一旦決定した以上變更を認めざるものではないのであって、今後的情勢の變化に依り、又當時研究の結果不適當と認めたるときは委員會の議に附し隨時之を變更する方針である。

(1) 資金の供給者を中心とする調整

銀行、信託會社、保險會社等の金融機關が其の事業に屬する設備の新設、擴張、改良に關する資金の貸付又は社債等の引受等を爲す場合には一口の貸付金額が十萬圓以上のものに付ては主務大臣の許可を必要とするのであって、同一の事業設備に要する資金を數回に亘り貸付くる場合に於ても、其の總額が十萬圓以上となるものに付ては同様に許可を要するのであり、又證券引受業者に付ては社債等の應募、引受又は募集の取扱を爲す場合社債等の額面總額が十萬圓以上なる場合同じく許可を必要とするのである。

此の許否を決する標準は前述の會社の新設、増資、拡張等の場合と同様であつて、やはり甲乙丙の分類に

従ひ許否の決定を爲すのである。

(2) 金融機關等の自治的調整

金融機關が資金の貸付、社債の引受等を爲す場合は前述した許可を必要とするのであるが、若しそれ等の金融機關が資金の貸付又は社債等の引受等を爲すに付き、政府の適當と認むる方法に依り自治的に調整を爲す場合には、之に對して一々許可を受けしめる必要もないと認められるので、斯の如き場合には金融機關等の自治的調整を認め本法に依る許可の申請を爲すを要せざることとしたのである。而して政府に於ては此の自治的調整に依つて此の法律の趣旨が完うされるやう希望する次第である。

金融機關が事業設備資金の貸付、社債等の引受等に付て自治的調整を爲す場合に於ても甲乙丙の標準に従ふこと勿論であるが、此の場合には甲、乙、丙の三段階の區分だけでは實際の取扱の上に於て其の判断に困難を伴ふ處があるので、甲類に付ては更に之を(イ)及(ロ)に區分し、乙類に付ては更に之を(イ)、(ロ)、(ス)に區分し乙の(イ)は甲の(ロ)に接近する扱ひと爲

し、乙の(ハ)は内に接近する扱ひを爲すことゝし、其の判断を成るべく容易ならしむることゝしたのである。即ち中に關しては(イ)は(ロ)に優先することゝし、乙に關しては(イ)に属するものは一件の金額五十萬圓を超ゆるときは一應日本銀行に協議をした上で貸付等を行ふことゝし、(ロ)に属するものは貸付等を爲すを適當と認むるものに付ては凡て日本銀行に協議することとなつて居るのである。乙の(ハ)に属するものに關しては、成るべく貸付等を差控ふるを適當と認むるのであるが、特に之を爲すを必要と認むる事情あるときは日本銀行に協議することゝし、内に属するものに關しては、貸付等を爲さざることを原則とし、唯此の場合にも特殊の事情あるときは日本銀行に協議の上特別の扱ひを爲し得るのである。猶貸付等を差控へる業種に付ても事業の運轉に支障を來たさざる爲必要的な程度の設備の改良、安全及保健上の見地より必要な改良、或は災害復舊に對する貸付に付ては右の標準の分類に拘らず、特別の取扱を爲し得るのであるが、一件の金額が十萬圓以上となる場合には日本銀行に協議することが

必需要である。又地方公共團體の事業、政府が補助金等を交付する事業其の他政府が其の遂行を承認した事業に關するものに付ても特別の取扱を爲し得るのである。其の他外地、滿洲、海外に於ける事業に對する投資に關するものに付ても右の標準に依ることが不適當と認めらるゝ場合には日本銀行に協議の上特別の取扱を爲し得る途を開いて在るのである。

以上は金融機關が自治的調整を爲す場合に據るべき基準であるが尙次の諸點に注意することを要する。

(1) 本法の施行に依り調整せらるべき資金の貸付等は事業設備の新設、擴張、改良に關するものに限るのと/orは不適當であるから、一件の金額三萬圓未満のものに付ては是亦本法の調整の範圍外に置いたのである。

(2) 事業設備の新設、擴張、改良に要する貸付等であつても餘りに少額のもの迄此の標準に依らしむることは不適當であるから、一件の金額三萬圓未満のものに付ては是亦本法の調整の範圍外に置いたのである。

(3) 資金の貸付の場合と會社の新設、増資等の場合と

を問はず本法の施行と輸入爲替の許可とは別個の問題であつて、本法の許可があつても其の事が直ちに其の資材に付輸入爲替の許可あるものとは限らないのである。

尙最後に以上の許可又は認可を受くるを要する事項に付て其の許可又は認可に關する事務は、金融界の實務に習熟せる日本銀行をして之を取扱はしむること、したのであつて、日本銀行は本法の施行せられたる九月廿七日より新たに資金調整局を設けこれ等の事務の取扱に當らしめて居る。

三 時局に緊要なる事業に對する資金の供給

現在の時局に對處する爲には各方面から資金が必要、不急の事業に向ふことを抑止し、其の結果として資金が必要なる方面に流れ行くことを期待するだけでは不充分なのであつて、時局に緊要なる事業に對しては寧ろ積極的に資金が向ふやうにしなければならぬのである。本法に於て興業債券の發行限度を擴張し

又株式會社の増資、社債の發行に付て商法の特例を認めたのは此の趣旨に出づるものに外ならない。

(一) 興業債券の發行限度擴張

必要な事業資金の供給に付ては一般の金融機關の供給に依つことは當然なのであるが、此の際特に日本興業銀行の興業債券の發行限度を五億圓擴張して之を十億圓として此の新たに擴張した五億圓に付ては政府が其の元利拂を保證することとしたのである。

蓋し此の興業債券の發行限度の擴張は時局に緊要なる産業の生産力擴充に必要な資金を充分に供給する爲此の方面的金融機關たる興業銀行をして興業債券を發行させ、これ等の事業に供給すべき資金の調達を行はしめる趣旨に外ならない。

(二) 増資並に社債の發行に關する特例

時局に緊要なる事業を營む會社に對しては、特に資金調達を容易ならしむることが必要であると考へられては、航空機製造事業、金属工機械製造事業、産金事業、石炭鑄業等は種目を指定し、これ等の事業を營む會社に對しては特に商法の規定に拘らず政府の許可を受けて株金額拂込前の資本を増加し又は拂込株金額の二倍迄社債を募集することを得しめ、現在國家的に特に必要なりと認めらるゝ此等の事業の遂行に支障なからしむることを期したのである。

四 割増金附帯債券の發行

今回の事變中には勞銀共の他として國內に散布せらるゝ金額も相當巨額に達するものと認められるのであるが、これ等勞銀收入等の急激に増加した方面に於ては必ずしも平生貯蓄の習慣が行渡つて居られない所もあると考へられるので、此の際各方面的濫費を防ぎ貯蓄を奨励するの必要があり、兼ねてこれ等の零細資金を適當に吸收することが金融上其の見地より適當と考えられるので、收入金二億圓を限り賣出價格の百五十倍以内の割増金附帯債券を日本勸業銀行をして發行せしむることとしたのである。而して右の券面金額は二十四以下、償還期限は三十年以内とし、尚割増金は國債證券を以て之を交付し得ることとし、一層貯蓄の趣旨の徹底を期したのである。

五 金融事項の調査

政府は資金の調整其の他一般金融に關し各種の方策を講ずる爲に、正確なる資料を整ふるの必要があるので資金の需給及び移動、有價證券、國際收支又は事業の資金計畫等に付關係者より報告を徵し又は検査を爲しえることとしたのである。

六 結語

以上臨時資金調整法に關し其の大要を極めて簡単に説明したのであるが、資金の調整は事業界の全般を通じ極めて廣汎に亘るものであつて、獨り政府の力のみを以てしては能く其の目的を達することは出來ないのである。従つて本法の圓滑なる施行に付ては自治的に資金の調整を爲す金融機關等は勿論、廣く一般の事業に從事せらるゝ國民各々に於ても國家全局の見地に立たれ當面せる非常時局克服の爲切に協力あらんことを切望する次第である。

製鐵事業法に就て

商工省鑄山局

一 はしがき

製鐵事業法は昭和十二年八月十三日法律第六十八號として公布せられたる九月二十二日より施行せられた。製鐵事業法案が第七十回帝國議會に提出せられるや、製鐵事業が元來巨大企業であり且本邦産業である所から、異常な關心を惹き起して詳細論議せられたのであつたが、不幸遂に審議本了の運命に陥り、第七十一回帝國議會に再び提案せられて其の成立を見るに至つたのである。本法は商工省に設置せられたる鐵鋼問題に關する關係各廳協議會に於て慎重審議せられ、鐵鋼國策の見地から立案せられたるものであつて、本邦製鐵事業の現状に鑑み誠に緊急なる施設の一と謂はなければならぬ。以下立法趣旨及内容等に就て共の概要を説明することとする。

二 製鐵事業法制定の趣旨

製鐵事業法は產業の發展及國防の整備を期する爲

本邦に於ける製鐵事業の健全なる發達を圖ることを目的とするものである。本邦製鐵事業は最近長足の進歩を遂げて來たのであるが、斯業の内容を觀るに未だ甚だ遺憾の點が少くないのである。即ち製鐵原料は年々大量の輸入を必要としてゐるのであつて、昭和十一年に於ては鉄は滿洲より二十七萬噸、其の他の國より七十萬噸、屑鐵は約百五十萬噸、更に鐵礦石に至つては總需要額五百萬噸中約八割の三百八十萬噸の輸入を必要としてゐるのであつて、未だ以て外國依存の狀態を脱却し得ない現状である。

從つて製鐵國策の根本としては、速に鐵鋼の自給を完からしめ各種產業の發展に寄與するの外、外國依存の現状を是正し、尙進んでは鐵鋼製品の海外輸出の進展に努むると共に、併せて原料資源確保の方策を樹立して產業上及國防上遺憾なきを期せねばならない。

政府に於ては從前より各種の施設を行つて來たのであるが、我國の製鐵事業の現状よりすれば此の際進ん

で鉄鋼一貫作業を徹底し、其の他合理的設備の擴張に便宜ならしめ又砂鐵、黃鐵等の使用獎勵を爲すと共に、他而外國屑鐵に依存するが如き設備の濫設を防止し、其の他斯業に對し適當なる監督を加へ鐵鋼需給の調節を圖り、以て斯業の健全なる發達を期することが肝要である。之が爲には從來の製鐵業獎勵法は遺憾の點が多いのであるから新たに製鐵事業法を制定して、斯業に對する適切なる保護助長の施設を講ずると共に、斯業に許可制度を施行して之に適當なる監督を加へんとするものである。

三 製鐵事業法の内容

(一) 許可制度の設定

製鐵事業を營むとする者は政府の許可を受ければならない。製鐵事業に對する許可制度は本法の骨子を爲すものであるが、其の許可制度の主旨とする所は今後漸進的發展を遂ぐべき本邦製鐵事業を合理的形態に導かんとするものであつて、一例を舉げれば専ら外國屑鐵等に依存するが如き過行的設備の濫設を防止すると共に、合理的の事業に對しては積極的に之を助長し

て斯業の内容を改善し、本邦製鐵事業の健全なる發達

設備能力に付ては、製鐵業獎勵法の一、二年三萬五千噸以上を一年十萬噸以上に引上げてゐる。これは最近に於ける銑鋼一貫作業の適當なる經濟單位としては在來の三萬五千噸は過小であると認めたからであり、且又實際問題としても現在の銑鋼一貫作業にして十萬噸に達せざることは無い狀態である。

我國は不幸にして鐵礦資源に恵まれざる現状に在るので、各地に於て比較的多量に賦存する砂鐵や貧鐵等の利用開發の促進を圖ることは、本邦鐵鋼需給の現状に鑑み緊急の要務である。依つて本法は砂鐵又は貧鐵等の製鍊を目的とする特殊の設備を以て營む製鐵事業に付ては所得税、營業収益税及地方稅を免除することゝし、砂鐵又は貧鐵等を配合して使用する製鐵事業に付ては配合割合に應じて所得稅及營業収益稅を免除することゝしてゐる。即ち前の場合は砂鐵貧鐵の製鍊を目的とする特殊の設備を以て營む場合であつて、例へばクルップ式直接製鍊法又はスボンチ鐵製造法等に關する設備であつて、熔鍊爐の如き普通製鐵設備とは其の作業方法を異にする専らこれ等特殊鐵

鍊の製鍊を目的とするものを指すのであり、後の場合は通常の熔鍊爐に於て砂鐵、貧鐵等を普通鐵石の代用として配合使用する場合を謂ふのである。

更に又銑鋼一貫設備を以て營む製鐵事業及砂鐵、貧鐵等の製鍊事業の爲必要なる一定の器具、機械等を政府の認可を受けて輸入するときは其の輸入稅を免除される。

(2) 土地收用法の適用 一年十萬噸以上の能力を有する銑鋼一貫設備を以て營む製鐵事業は、土地を收用又は使用し得ること製鐵業獎勵法と同様である。

(3) 造船用鋼材獎勵金 帝國內に於て製造したる鋼材が船舶の建造又は修繕に使用せられたる場合に於ては、其の鋼材の製造者に對して獎勵金を交付することが出来る。此の制度は製鐵業獎勵法の制度を其の儘存置することゝしたものである。

(三) 製鐵事業の統制監督

本邦鐵鋼需給の現状に鑑み、製鐵事業に適當なる統制を加へて斯業の健全なる發達を圖ることは、產業上及國防上要緊の要務であつて、之に對して常時適當な

る監督を施すと共に、遺憾なく企業を遂行せしめなければならぬことは謂ふを俟たない所である。依つて之に關し必要な規定が設けられてゐる。

(1) 製鐵事業者が其の設備を増設し又は變更せんとする場合には政府の許可を受けねばならない。

(2) 事業の譲渡、廢止又は休止に付てても政府の許可を必要とする。許可を受けて製鐵事業を營む者は企業を遂行する義務を負担するものとも謂はなければならぬのであつて、恣に資力薄弱なる者に之を譲渡し或は事業の廢止、休止を爲すに至つては延いて需給計畫に齟齬を來たし各種産業に及ぼす影響甚大なるものがあるから、之を適當に監督せんとするものである。

(3) 製鐵事業者は鐵鋼の生産、販賣、輸移出入又は一定の製鐵原料の購入に關する統制協定に付ては之を政府に届出でなければならない。蓋し統制協定は製鐵事業者間のもののみならず、製鐵事業者販賣業者間の協定等の如きに付ても適用あるけれども、適當に指導せんが爲には其の機構内容を常に知悉して置く必要があるからである。

(4) 政府は公益上必要ありと認むるときは製鐵事業者に對し鐵鋼の供給數量、販賣價格又は販賣條件の變更その他の鐵鋼の需給の潤滑又は價格の公正を圖る爲必要なる事項を命ずることを得、又製鐵事業者に對し其の設備の擴張若は改良又は作業方法の變更を命ずることを得る。以て公益の擁護を努力すると共に製鐵事業者が安佚を食するのを防ぎ技術の改善、經營の合理化に備へたものである。

(5) 更に又本法が國防の整備を其の重要な使命とじ得る仕組になつてゐる。

製鐵事業を許可事業としたのであるから、之に對しては常に適當なる業務監督を爲し其の合理的發展を圖らねばならぬことは當然である。從つて

政府は其の業務の状況に關して報告を爲さしめ、其の他監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得、又必要ある場合には工場立地等の實地検査をも爲し得る。又本邦製鐵事業の全貌を知る爲、不要許可事業を營む者に對しても設備能力等を届出でしむることが出来る。

(四) 製鐵事業委員會の設置
政府が製鐵事業の許可、不許可の處分又は公益上の命令を爲さんとするときは製鐵事業委員會の議を経なければならない。これ等の處分は當業者に與ふる影響甚大であり且又公益上重大なる關係あるに鑑み、特に措置の慎重を期する爲め令を以て規定する組織権限を有する製鐵事業委員會に付託することとしたのである。

(五) 製鐵事業獎勵法の廢止
本法は製鐵事業獎勵法の内容を包含するものであるから其の制定に依つて製鐵事業獎勵法は廢止される。本法施行の際現に許可を受くることを要する製鐵事業を營む者、又は許可を受くることを要する製鐵事業を新たに營む爲現に其の設備の建設工事中に在る者等

に付ては適當に既得の地位を尊重する必要があるのことを得、又必要ある場合には工場立地等の實地検査をも爲し得る。又本邦製鐵事業の全貌を知る爲、不要許可事業を營む者に對しても設備能力等を届出でしむることが出来る。

(六) 施行地
本邦製鐵事業の健全なる發達を期する爲内外地を通じて斯業の統制を圖ることが必要であるので本法は内地のみならず外地にも施行される。朝鮮に於ては製鐵事業法の一部が内地と同時に施行せられるに至つたが臺灣に於ても必要に應じて之を施行する豫定である。

四 結語

今や我國産業は重大なる轉換期に直面してゐるのであつて、重工業は將に一大飛躍を爲さんとしてゐる。從つて之が基礎を爲す鐵鋼業も亦劇的發展を爲すの必要に迫られてゐる。斯る時に鐵鋼國策の根本に基き立案せられたる製鐵事業法の使命は愈々重なるものであるから本法所期の目的の達成に國民の協力を求めて已まない次第である。

・百貨店法に就て

商工省商務局

て居るのである。

然し乍ら百貨店の急激な進出は其の反面に於て百貨店相互の競争を惹起し、之が競争に於て消費者にも不利益となるのみならず、又一般中小商業者に對からざる影響を及ぼすに至つたのである。殊に昭和六、七年頃の不況に於て、百貨店自體も亦不景氣対策として廉價販賣政策を採つた爲、小賣業者に對する壓迫は更に倍加した。是に於て百貨店問題は朝野の注視する所となり百貨店自體も亦競争の弊へなくなり、遂に政府は昭和七年八月 所謂百貨店の自制協定に依り、日本百貨店協會所屬の百貨店に對し爾後出張販賣を禁止し、支店分店の新設を抑制し、閑政策、過當サービスを廢止し、無料送迎自動車、無料配達区域の縮小、一齊休日等諸般の統制を實施せしめた。而して翌八年八

月に至り全國の有力な二十四の百貨店が商業組合法に依り日本百貨店商業組合を組織し、右の自制協定を踏襲して商業統制規程とし政府の監督の下に右の統制を行ひ、中小商業者との關係を圓滑ならしめると共に百貨店相互の競争を抑制して小賣業界の安定に資して來たのである。

然し乍ら最近に於て、百貨店の新設擴張^{らきぞう}が續出し、

從來の商業組合に依る統制では充分其の目的を達し難い状態となつたのである。かくて中小商業者より百貨店法の制定に對する要望盛んとなり、百貨店業者中にも亦同様の要望を爲す者が現れたのである。當局に於ても百貨店問題の重要性に鑑み、百貨店委員會を設置し種々調査審議する所があつたが、民間の實業團體に於ても百貨店法案を發表し政府に建議し、或は又政黨方面に於ても昭和七年の第六十三議會以後毎議會に提案があり、第六十九回帝國議會に於ては遂に衆議院を通過するに至つたのである。

而して商工省當局に於ても百貨店法制定の準備を始め民間多數團體の要望に應じて本年春第七十回帝國議

會に提案した處、貴族院に於て可決せられたが衆議院に於て審議中衆議院の解散に依り審議未了となつた。然し乍ら坡然窮屈^{ぱくぜんきゅうく}せし中小商業者の本法制定に対する要望は益々熾烈^{しつれつ}を極め、遂に短期議會たる去る第七十一回帝國議會に於て同一法案が再提出せられ無修正で兩院を通過成立したのである。

二

百貨店法の内容は大體次の如き骨子より成つてゐる。

- (1) 先づ百貨店業者の定義を掲げ本法の適用を受けるべき者の範囲を明確にした。
- (2) 百貨店の遷設^{せんせき}を防止し統制の徹底を期する爲業を許可制度とした。
- (3) 支店、分店、出張所其の他の店舗の設置、賣場面積の擴張及店舗以外に於ける小賣に付ても許可を受けしめることとし、中小商業者に對する壓迫の緩和を圖つた。
- (4) 中小商業者に對する影響の緩和の爲閉店時刻及

休業日に關する規定を設けた。

(5) 百貨店に對する統制事業を行ふ爲百貨店組合を設け、全部の業者をして組合に加入せしめ、百貨店自身をして地方的實情等其の宜しきに應じて統制を行はしめることとした。

(6) 政府は百貨店組合の統制を嚴重監督し、必要ある場合は政府自ら統制し得ることとした。

(7) 諮問機關として百貨店委員會を設置し、本法運用の適正を期することとした。

扱、百貨店業者と謂ふ概念は社會常識に於ては極めて明瞭のやうに思はれるが、之を法律上明確ならしめるのは仲々難しいことである。百貨店法は其の第一條に於て本法の適用を受くべき百貨店業者の資格を定め本法ニ於テ百貨店業者ト稱スルハ同一ノ店舗ニ於テ命令ヲ以テ定ムル賣場面積ヲ有シ命令ノ定ムル所ニ依リ衣食住ニ關スル多種類ノ商品ノ小賣業ヲ營ム者ヲ謂フ」と規定した。即ち本法の適用を受くべき百貨店業

者たるが爲には同一の店舗に於て一定面積以上の賣場面積を有すること、小賣業者なること、及其の販賣商品は衣食住に關する多種類の商品なることを要する。「衣食住ニ關スル多種類ノ商品」と謂ふのは人間の生活に關する多種類の商品の意味で同種の商品を取扱ふ所謂専門店は大規模でも本法の適用は受けない譯である。

次に百貨店法では本法の適用を免れんとする者を防止する爲一人以上の小賣業者が相連繋^{さざなわ}して百貨店業を營む場合を取締ることとしてゐる。即ち同一の建物に於て二人以上の小賣業者が相連繋して營業を爲し、其の賣場面積及販賣商品が綜合的に見て百貨店と同一形態效果を擧ぐる場合は、各小賣業者を百貨店業者と看做し本法を適用せんとするものである。要是脫法的百貨店現象を抑へんとする目的であるから勸商場、小賣市場、アーケード等の如く小規模商業者が同一建物内に於て營業する場合は本法の適用より除外される。

次に百貨店法は百貨店業の許可制を採つた。百貨店の新設は當該地方の小賣業者に異常なる混亂を來たし

配給の圓滑に支障を生ぜしめ影響する所尠くないからで、本法の重點は此の點にある。然し乍ら他方百貨店が近代的な配給機關の一として職能を盡しつゝある點に鑑み消費者の利便を考慮して禁止主義は採つてゐないのである。又許可を受けた百貨店業者が支店、出張所共の他の店舗又は配給所を設置せんとするとき、店舗の賣場面積を擴張せんとするとき又は店舗以外に於て小賣を爲さんとするときは許可を受けねばならぬのである。

百貨店の經營に對する他の制限として百貨店の閉店時刻と休業日に關しても規定が設けられた。從前も日本百貨店商業組合の加入百貨店に於ては毎月一定日に休業すると言ふことが行はれたが、今後は法律に依つてすべての百貨店が閉店時刻と休業日を勵行することとなる譯である。

四

次に百貨店組合であるが、從來の如く百貨店業者の無統制な濫立競争は百貨店業者自體を傷つけると共に

營業に關する統制にあることは申す迄もない。而して商工大臣が直接に取締制限を爲すべき事項、即ち支店の他の店舗の新設、出張販賣等を除き他の統制事項は組合自ら其の統制規程に依つて行ふのである。組合の統制規程の制定及變更は商工大臣の認可を必要とし、殊に小賣業の圓滿な發達を圖る爲の他公益上必要と認めるときは、商工大臣は之を全部又は一部變更又は取消す権限をも有してゐる。此の統制規程は主として現在日本百貨店商業組合に於て實行しつゝある營業統制規程を踏襲するものと見られるが、現行のものは、出張販賣の禁止、支店分店新設の禁止、過當サービス、及不當廉賣の禁止、無料又は特別割引送迎自動車の禁止、商品の無料配達区域の制限、休業日の設定等である。尙商工大臣は小賣業の圓滿なる發達を圖る爲の他公益上必要と認むるときは、組合に對し組員の營業の統制に關し必要な事項を命じ、又は組合の組員に對し組合の統制に服すべき旨を命じ得る。

五

最後に百貨店委員會であるが、百貨店法の運用如何

は關係業者は勿論消費者にも重大な關係を有するものであるから、法の適正な運用を期する爲の諮詢機關として百貨店委員會が設置された。此の委員會に諮詢される事項は統制規程の變更取消處分、統制に関する施設命令、組員に對する統制命令の場合の外、百貨店新設の許可標準の決定等本法施行に關する重要事項である。

六

本法の施行に依り百貨店の無統制な新設擴張は一應阻止され、過當サービス、閑政策等も亦抑制され、之に依つて一般小賣業者に對する壓迫も緩和され、小賣業全般の圓滿なる發達に資する所大なるものと期待される。然し乍らより中小商業對策は之を以て足りりとせず、一方に於て中小商業者が舊態依然たる經營方法を斷然一擲すると共に、相互扶助の精神に基く商業組合普及擴張等に努力し、近代的配給機關として更生せんことを翹望して已まぬ次第である。

石家庄・綏遠城の攻略

陸軍省新聞班

一 概況

平漢線方面に於ては休養の後もなく敵を急追せし我軍は、十月七日以來堅固なる城壁と深壕を有する正定城及石家庄東西の要衝に據れる敵に對し疾風迅雷的攻撃を加へ、十月十日之を攻略し破竹の勢を以て南下追撃中である。

津浦線方面に於ては十月三日、德州を攻略せし後、準備を整へありし我軍は再び英氣百倍、其の先鋒は早く平原を攻略し敵を黄河に壓迫中である。

山西方面の我軍は俄々たる山地及激變する氣候とひつゝ八日韓縣、十日原平鎮を陥れ更に進んで忻口

鎮に日章旗を揮かせ一路已に太原を呑むの氣勢を示してゐる。

綏遠方面に於ては我軍は東南方より、内蒙軍は北

方より綏遠城を目指して白銀の大雪原を進撃し、綏遠城は正に孤城落目、十四日朝遼に日章旗を城頭高く翻した。

上海戦線は北方地區には大なる變化はないが、其の各部隊は引續き勇戰奮闘前面の敵を一步一步と壓迫しつゝある。

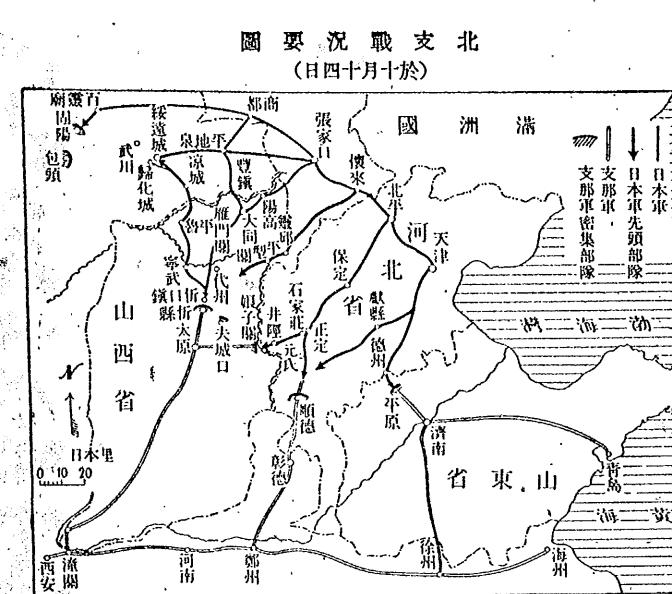
我が空の精銳は石家庄以南の追撃戦に於て平綏線、正太鐵道上敵退路の要點に爆撃を敢行し、順德、太原にも多大の脅威を與へ遺憾なく空軍威力を發揮する。

二 内蒙及山西方面

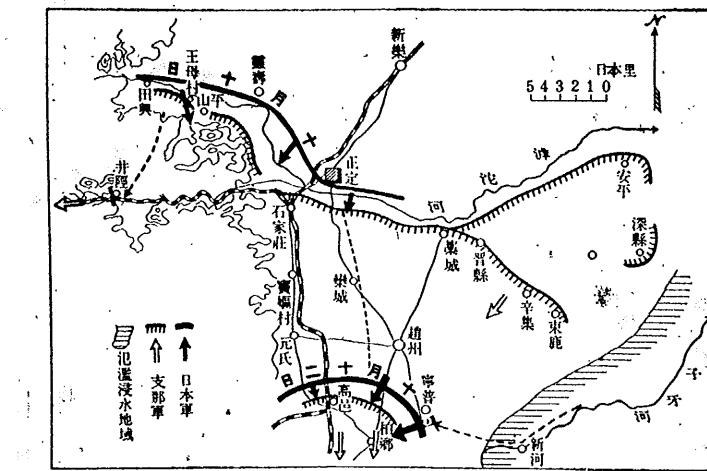
山西戦線は俄々たる黄塵と俄々たる山脈とが皇軍の行手を阻止し、更に悩みは氣温の激變で、日中は七八十度の暑さが、夜は四十五度位に急降下する。この自

然の大障壁を克服しつゝ士氣旺盛、長驥北方より進撃した十川、鴻溝兩部隊は去る四日以來、崞縣（代州南方八里）に蟠居せる山西軍約一萬の敵に對し、七日正午以來攻撃を開始し同日夕城壁東北角を、十川部隊は北側城壁を占據し、逐次城内を掃蕩し、八日朝完全に之を占據した。包围攻撃實に

五日間、不眠不休の猛攻撃によつて、遂に山西モンロー主義王國の城壁は崩れたのである。



圖要況戰支北
(日十月十於)

平漢線戰況圖
(日二十月十五日至日十月十九日)

を指揮の間に望み、更に白雪粉々寒氣凜烈の中に勇躍。攻撃を續け、十四日遂に綏遠歸化城頭高く日章旗を翻した。かくして綏遠王都作義も没落の運命に逢著し、又ソ聯にとつても北支赤化路線と擇んだウランバートル綏遠線の建設もこれによりて完全に粉碎されたわけである。又永らく綏遠政權の壓迫下にあつた内蒙軍は百靈廟その他各地奪回に其の威武を發揚し正に成吉思汗の昔を偲ばしむるものがある。

三 平漢線方面

平漢線に沿ひ南下猛追擊中の我軍は、六日北二十里舗、北十里舗の線に進出した。

又平漢線西方地區を前進中なる部隊の騎兵及右追擊隊は七日田營鎮西方地區を數縱隊となり北進中の敵四、五千を包圍攻撃して潰走せしめ、左追擊隊は靈壽附近に據る約一旅の敵を攻撃して之を潰走せしめた。我部隊は八日正定城攻撃を開始、砲兵、空軍部隊協力の下に鐵道線路を挾んで三方より進撃東北より進んだ岡本(岡本)部隊が先づ城壁の一角を占據し、續いて神



河の架橋作業

田部隊が乗り込み長谷川部隊が敵の背後に迫つて猛烈を加へたので、敵は遂に抵抗し切れず南方に退却夕刻遂に正定城を占據し、敗走の敵に大打撃を與へ、斯くていよいよ本格的な石家庄攻撃戦が展開された。石家庄は保定會戰に敗れた支那軍が北方最後の防禦陣地として死守せんとしてゐる所で、其の兵力約二十萬、中央軍二箇師の増援を得て滹沱河(川幅三百米)の障礙を利用し平山西北方高地より石家庄を経て安平、深縣に到る正面約三十里的間に陣地を構築して、我軍の攻撃に對し一大決戦を試みんとした所である。

十日未明敵陣地の左翼平山縣正面に於て火蓋を切つた鎗木、森木、小林の各部隊は友軍砲兵掩護射擊の下に敵前渡河を強行し王母村、田興附近的敵陣地左翼の據點を占據した。ために石家庄正面陣地に對しその左側面より突入し得られる極めて有利なる態勢となつた。石家庄正面に於ても砲兵の猛烈なる掩護射擊の下に石黒、坂西兩部隊は石家庄西北方三里陳村附近で渡河を決行し、敵陣に突入壯烈なる掃蕩戦を行ひ、算を亂して南方及西南方に潰走する敵を追撃して、午後には

早くも石家莊に進出した。此日朝一帯に雲低く垂れ込み、支軍飛行機の協力は困難であつたが、午後に至つて快晴、秋天の下、北支抗日軍に最後のとぎめが刺されんとしてゐる。

蒋介石が前線將士激励の命令を發して抗日の意氣を上げんとした雙十節に、石家莊が陥落したことは皮肉な現象ではないか。

石家莊に就て

石家莊は平漢線上保定に次ぐ大都會で人口は約五萬あり鐵道及自動車交通上の要衝である。即ち同地より西方太原に至る正太鐵道あり、又天津及瀋州に至る自動車道路もある。物資の集散も盛んで特に正太線上沿ふ地區（正陰、正豐等を最も有名とする）に產する石炭及河北平地に產する棉花等其の主なるものとする。又鐵道の修理工場、機關庫、紡績工場等もあり商工共に殷盛である。

戰略的に見れば西方太原に至る長陽路の咽喉を扼しているので同地を占領するときは平漢、正太兩線を同時に遮断し以て支那南北の聯絡路と共に山西、河北兩省間の重要な交通線を切斷し得。又石家莊—太原道は正太鐵道に沿ひ河北省より山西省に前進する兵團の作戦路中最も危険なるものであつた。

予牙河を遡航し石家莊陣地の右側に迫りつゝあつた大野、片桐兩部隊は十二日朝來優勢なる敵が占領しめる寧晉附近の陣地を攻撃し、之を占據し、長灘、佐々木兩部隊は一部を以て賈市莊（寧晉北方六里）の敵を攻撃し、主力を以て趙州寧晉間の敵を西南方に向ひ追撃中である。

此の間河岸にひそむ敵の執拗な抵抗と敵の堤防決潰による氾濫潮流を冒しつゝ前進し、獻州を發し予牙河上流滻陽河を西南方上流へと遡航を開始し、陸兵の困難とする水上戦闘を交へ、或は敗殘の敵が到る處破壊した道路を修理しつゝ難行軍を續け敗残兵を驅逐しつゝ惡戰苦闘を以て綴られてゐる。

四 津浦線方面

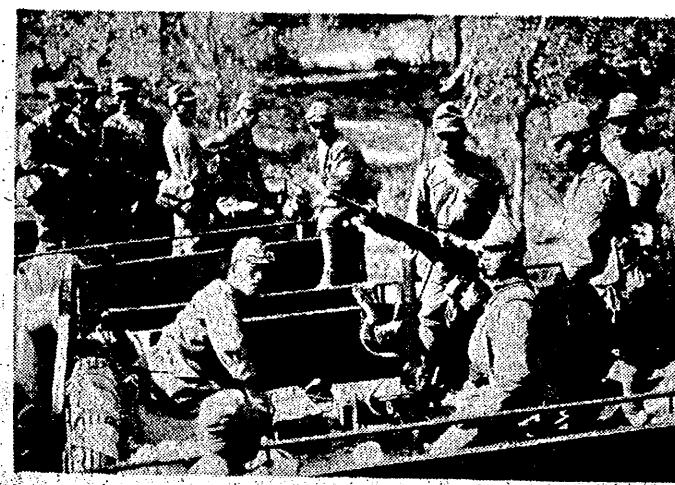
三日德州を占據以來次の準備を整へてゐた我が先鋒

も良好なるものであつて、石家莊は山西に向ふ作戦の據點といふべく同時に石家莊西方、獲鹿以西の陸路は地形検査で僅かに駄馬を以て交通し得るのみであるから、少數の兵力を以て能く山西より河北に進出せんとする敵を拒止し得る。

今や日本軍は山西省北方の出日大同、東方出口石家莊を占領したので山西省は完全に死命を制せられたと云ふべきである。

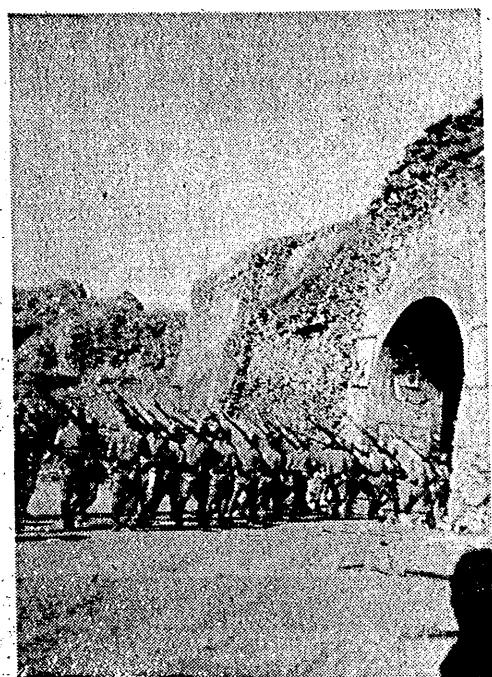
我軍は石家莊陥落と共に破竹の勢を以て進撃に移つた。即ち正太線に沿ひ追撃せる鶴壁部隊は十一日井陘に、翌日更に西方に向ひ支那三關の二たる娘子關を抜き更に西方に進出しつゝある。南方に追撃中なる森本部隊及石黑部隊は趙州南方及元氏附近に於て敵に痛撃を加へた。

石家莊正面に於て渡河せる神田、猪木部隊は疾風の如き進撃をなし、十一日正午には早くも樂城を占據し、岡本錦部隊も亦十三日趙州南方大石橋附近の敵を拔き、十四日には東伊村（柏鄉西南十六杆）を進撃中である。



自動車隊の活動

福營部隊は、大黃河以北の地區に於ける殘敵を一掃せんと平原に向ひ進撃を起し十四日朝之を攻略し追擊南下中である。



五 上海戰線

羅店鎮方面に對する戰線は大なる變化がない。

各前面の敵を打ち破り、十日朝來風雨を冒し前線一帯にわたつて攻撃を開始し、滻間、安達、永津の三部隊は王家灣南方の敵線を突破し、正午楊溝クリークの線に進出更に當面の敵を壓迫中である。劉家行戰線の左翼の新銃部隊は六日拂曉より空軍及砲兵協力の下に前方に地歩を進め蓮漢溝クリーク占據のため多大の努力を拂つた。

此の方面の敵は我軍の猛攻撃に遂に兵變を起すなど大混亂を呈し、敵主力は續々黃河の線に向ひ退却中である。

つ九日王家宅、金家巷、金家頭の線に一部は吳家宅橋、陸家橋に地歩を獲得した。
閻北戰線の我が陸戰隊も四日崇德女學校を占據、次いで五日には三義里横丁を占據し、鐵道綫路以東にあつた敵を大半掃蕩し北四川路一帶を確保するに至つた。

上海方面に陸軍上陸以來敵に與へた損害十月五日迄に判明したものは次のやうである。

わが軍の收容した敵の遺棄死體五万七千六十七、捕

加納、津田部隊は六日早朝工兵と共に決死隊を以て敵前渡河を敢行、其の南岸に進出した。

八日松井最高指揮官は聲明を發し、近き將來に於て敵と決戰的行動をとつて一舉敵を制壓せんとの決意を示し、別に「中國人に告ぐ」と題し中國官民が夙に内外の情勢を靜視大觀し、東亞の道義に立還り再省三省せんことを廣く朝野の人士に望むとて談話を發表した。

支那海軍を擊破す

海軍戦闘の概要——其の九

海軍省海軍軍事普及部

上海征戰既に二箇月餘、勇猛果敢なる我が海軍將兵の勇戦奮闘振りは海に陸に空に遺憾なく發揮せられて居るが、其の連日の戦闘状況は何れも赫々たる武勳を物語るもの許りで寔に壯烈鬼神を泣かしむるものがある。

一 海軍航空部隊の戦闘

十月五日

我が○○航空部隊は午前午後に亘り南北方面一帯の敵陣地商務印書館及鐵道管理局附近の敵陣地に對し猛烈な爆撃を執行した。

我が○○航空部隊は今拂曉來陸軍戦闘に協力して劉家行附近の敵陣地に爆撃を加へ多大の損害を與へた。本空戦に於て我が一基は敵機を受け火炎に包まれ壯烈な最後を遂げた。

- 三 我が航空部隊は南京を空襲し敵戦闘機四基と交戦したが、敵機は速く逃退した爲惜しくも之を逸した。
- 四 他の○基は蕪湖飛行場を攻撃し、敵飛行機一機を擊墜し、更に飛行場建物を爆撃した。
- 四 夜間二回に亘り黃浦江上に敵ノースロップ機數機來襲せるも、江上艦艇の反撃により的外れの投彈をなして逸走した。

十月六日

海軍航空部隊及艦隊所屬航空隊の主要空襲經過左の通りである。

一 中支方面

南京 空中戦闘に於て敵戦闘機九機を擊墜した（確實ならざるもの外に二機あり）。

更に地上飛行機數機を爆撃

以上の中支方面空襲中我一機は南京上空に於て敵弾を受け壮烈な最後を遂げた。

十月七日

我が○○航空部隊は強雨を冒して陸戦に協力し、各所敵陣地に爆撃を敢行した。また他の○○航空部隊は概ね左記を空襲した。

一 中南支方面

我が○○航空部隊は暴雨を冒して陸戦に協力し、各所敵陣地に爆撃を敢行した。また他の○○航空部隊は概ね左記を空襲した。

二 北支方面

我が○○航空部隊は暴雨を冒して陸戦に協力し、各所敵陣地に爆撃を敢行した。また他の○○航空部隊は概ね左記を空襲した。

二 北支方面

我が○○航空部隊は暴雨を冒して陸戦に協力し、各所敵陣地に爆撃を敢行した。また他の○○航空部隊は概ね左記を空襲した。

- 一 安慶 格納庫を爆破
- 一 蕪湖 格納庫を爆破
- 一 蘇州 軍需品倉庫及軍事輸送施設を爆破
- 一 無錫 軍用列車及軍需品倉庫を爆破
- 一 楊州 飛行場建物を爆破
- 一 廣德 防空砲臺 機銃陣地を爆破
- 一 鎮江口 鐵橋を爆破
- 一 高塘 廣州行營 船渠及魚雷艇庫を爆破
- 一 西村 鐵橋を爆破
- 一 津浦線徐州泰安間 機關車約十輛軍用貨車數十輛及線路數箇所を爆破
- 一 蘭海線東庄附近 軍用列車を爆破

27

支那海軍を擊破す



我軍空襲の漢寧北端鐵路橋破壊

擊破した。左記地點を空襲した。
粵漢鐵路江口一帶を爆撃
浙贛鐵路玉山、金華驛構内及び附近の鐵橋を爆撃
蘇州停車場、嘉定、太倉の敵陣地を爆撃
浦東側の爆撃、江南ドック、對岸電氣會社密集部隊
を爆撃

南昌 我が〇〇海軍航空部隊の〇〇機は大舉江西省
の南昌を空襲し密雲を冒して飛行場、格納庫及兵
舍に多數弾を命中せしめ、更に同地停車場の軍用
倉庫を爆撃し各所に火災を惹起せしめ多大の損害
を與へた。本空襲中敵機を見ず僅に地上銃火の抵
抗を見たのみで我が方に損害なし

廣東 廣州軍官學校分校及廣州行營を爆撃大破
樂昌 機關庫及引込線を爆撃
琶江口 附近鐵橋を爆破
常熟、嘉定 軍事施設を爆撃

南京 飛行場其の他の軍事施設爆撃

十月九日

本日の主要なる空襲箇所次の通りである。

韶關、格納庫、防空砲臺、飛行機製作廠を爆撃し

多大の損害を與ふると共に、地上飛行機二基を

爆破し他の六基に損害を與へた

英德 北方鐵道を爆破

虎門 砲臺司令部及兵舍を大破

泰安兗州間 機關車三、貨車約二〇輛を大破

十月八日

昨日と同様風雨を夾んで空襲を敢行したが其の經過

次の通りである。

一 上海方面

江灣附近並に閘北附近の敵陣地及浦東側敵陣地を

爆撃した。

二 中南方面

江陰 水雷艇を爆撃

白雲飛行場 火藥庫らしき建物、廳舍及格納庫を

爆破

英德鐵橋 爆撃、多大の損害を與へた

虎門砲臺 兵舍を爆撃

擊破

泰安驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東平 機關車四、貨車數輛を爆破

三 北支方面

泰山驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破

泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を

爆破

濟寧及東

「○○機は東京」空に於て商船駆逐機等を駆逐する
五基を撃墜した。
虎門司令部を爆撃、他の〇〇機は附近砲艇を爆沈

一 海軍部隊の戦果
海軍航空部隊竝に艦船所屬の飛行機は既に支那空軍の大部を撃破し、上海方面の陸上戦に協力せる外南京、廣東を始め全支主要地點の軍事施設及軍用主要鐵路を爆破し多大の效果を收めつゝある。

二 海軍部隊の戦果

艦種	隻數	被雷程度
巡洋艦	七	沈沒
砲艦	八	沈沒・擱坐又は大破
驅逐艦	一	爆擊沈沒
水雷艇	一	爆擊大破
測量艦	一	爆擊沈沒
計	八	

戰死及負傷者
飛行機
艦船及陸上諸據

隊は、航空部隊の協力の下に砲力の大部を以て關北方
面の敵に猛撃を加へ、淞滬鐵道の線に進出した。

方六用

	確實なるもの	計
擊墜	一七四	一八一
地上爆破	一三六	一四三
計	三一〇	三四四
◆主要軍事施設の爆破		稍確質を もつて
飛行場	一八	
兵器工廠	一〇	
鐵道	一一	
粵漢、湘贛	一一	
津浦、京滬各線	一一	
の要地		計
我海軍の犠牲		

十一月八日
二　夜半浦東方面より砲撃し來りたるを以て江上艦艇は猛然之を反撃沈黙せしめた。
其の都度多大の損害を與へて撃退した。

發の砲弾を
撃し來り、近

にかけて浦東側より江上艦艇及租界方面に砲撃して來たので、江上艦艇は直ちに反撃沈黙せしめた。



(銀暦北開) 銀暦陸我の躍活中

四 上海市街の一般状況

(一) 十月六日頃に於ける上海市内一般状況は次の通りである。

一 我陸戦隊の北四川路以西への前進攻撃開始以來連日虹口方面に敵砲彈落し、在留民の内死者一、負傷者九を出したが一般に冷静で、夜間時々敵の空襲があつたが何等動搖の色無く、吳淞路方面の邦人商店は略、全部開店し活氣を呈して居る。但し喫茶店、飲食店等は午前八時より午後六時迄とし、午後十時以後は一般交通を禁止して居る。

二 十月五日より同十一日迄虹口地区内に限り外人の貨物搬出を許可され、外人トラックは陸續押寄せて居る。但し支那苦力の出入は許されない。

三 十月五日より多年の懸案であつた上海三邦字新聞社の合同成り、上海時局全般新聞及新申報の名稱で邦字、漢字両新聞が發刊されることとなつた。

四 楊樹浦方面は特に變化なく蘇州河以南英、佛警備區域方面は既に略、平常と變りなく、映畫館共の他娛樂機關も開かれて居る。



痕跡の車院病が我たつ蒙てつよに擊射法不の軍那支

五 在留邦人數(九月二十日現在總領事館警察調査)

は左の通りである。

蘇州河以東四〇六一(内地人三七二五)蘇州河以

西約一〇〇〇(主としてペンド銀行會社内に在り)合計約五〇〇〇名

(二) 十月十日雙十節(革命紀念日)當日上海附近の一般狀況は左の通りである。

一 総日雨が降り一般に平穏に經過した。

二 蘇州河以南共同租界及佛租界は支那大商店及一部大通に面した商店良家に國旗を揚げ、ボーリスカウトの傳單を配布するものが目に著き、市黨部、抗敵後援會、官民救濟會等では記念式が催され、正午一般民眾に萬歳を三唱せしめた程度で概して平常と變りなく、戰時氣分は認められず、戰闘とは無關係に各大商店に出入するものが多い。

三 黄浦江の日本以外の各國軍艦は滿艦飾をなし

たが船舶の航行は依然少い。

四 一般的商取引は極めて不振で支那人側も商店休業

四 蘇州河以北虹口楊樹浦方面の狀況

十月六日頃某地に達した情報に依ると青島方面的状況は次の通りである。

一 青島市内の治安は完全に維持され、紡績各工場、ビル會社、油房、煙草、マッチ會社其の他大小工場は勿論一般居留民の道留財産は安全に保管されて居る。

二 青島近郊にあつた稅警團は于學忠軍と交代し、芝居の外毎週二回の競馬あり、上海からの定期船として來る外國人もある。

三 青島市民の空氣は大體平常通りで活動寫眞、芝居の状態である。

事變と支那言論界

外務省情報部

支那事變が始まつてから後の支那言論界の動向、支那各地で發行される新聞雑誌が、事變をどんな風に報道、評論してゐるか?といふことは、日本としても知つて置かねばならぬところであり、又興味あるところであるのだが、事變勃發とともに、配達、郵送機構が一時こはれたもの、如く、到着が不規則になつてゐるので、到底其の全貌を窺ふわけに行かない。然し間歇的に入手する新聞雑誌に據つて、大體の状況を察知することはさまで困難でない。

先づ眼に著くのは、平常は二十四頁もあつた大新聞が、六頁か四頁に縮小されることである。ヒドイのになると僅かに二頁といふもある。事變で廣告が激減したのと、「紙荒」即ち紙の饑餓が原因になつてゐるものと思はれる。平常通りの老大な紙幅を維持してゐるのは、香港の新聞ばかりである。其の他の地方に

至つては、例外なしに大々的減頁をやつてゐる。雑誌も大部分停刊したものと思はれ、停刊しないもの、精々十六頁か三十二頁くらいの小雑誌に變形してゐるやうだ。邦人の間にも多數の讀者を持つてゐる「國聞周報」が、十六頁の「戰時特刊」になつてゐるのなど、ちよつと悲惨だ。

報道振りはどうか? 蘭溝橋事件から太山大尉事件あたりまでは、周知通り、「支那は連戦連勝し、日本は連戦連敗してゐる」といつたやうな報道を満載し、其の結果各地で戰捷祝賀大會をやつたりしたものである。上海に戰禍が移つてからも、かうした報道振りには大して變化なく、荒唐無稽に終始してゐるが、流石に大新聞といはれるほどのものは、いくらか良心に咎めるものと見え、最近では支那軍の敗戦を認めるやうになつて來てゐる。尤も、「保定方面の我軍は、戰

中、権、移轉問題、戰時教育、戰時財政、駁駁提訴問題、米國の態度等を論じたものが多い。一々其の例を挙げると煩を避け、これらの論説を通じて感得されるところを要約すれば、列國の干渉を説き、ようとする意向が、極めて濃厚なことである。即ち日本を以て、世界文化の破壊者であると諷刺し、日本は支那でかくくのことをやつてゐる、列國はこれをしも黙視するのであるがといふ類である。ヒューネッセン大使問題の時など、其の狂奔振りは笑ふべきものがあつた。尙且前の戦局については、當然論評で觸れることが多いが、流石に敗戦の事實を如何ともすることが出来ず、不承無承これを認め、怒りを地方軍閥に遷し、閻錫山、韓復榘の二人が頭上にあがられる。抗戦について、支那内部の不一致がこゝにも現はれる。

以上の敘述で、觀察の對象としたのは、支那人の所謂ブルヂョア新聞、雑誌である。彼等は内心戰争を欲しない。然し環境上、それを表面に現はすことが出来ない。致し方なく、いかにも抗日情緒に燃えてゐるやうに裝つて、宣傳記事を書かなければならぬ。ちょうどでも本書を吐くと、忽ち迫害の手が下る。上海に於ける大陸報、大公報記者銃殺事件は其のいゝ例である。

論評の方面では、例に依つて例の如き日本攻撃の論文の外、避難民の救濟方法、救國公債募集問題、文化

る。だが、敗戦は動かすべからざる事實であり、それに因る狀況の緊迫は、新聞經營を益々困難ならしめる。正に新聞社及記者の受難時代であり、落附く先きは停刊と失業の外はない。上海大公報の漢口移転の如き、彼等に取つて一つの方法たるを失はず、所謂文化中権移轉の先駆として、一應賢明なやうであるが、さて漢口に移つてどうなるか？紙代は高く、廣告收入は減じ、うまく經營が出来るかどうか疑問である。——かくの如く、事變はブルジョア新聞に與ふるに致命的打撃を以てした。

然し、かかるブルジョア新聞の苦境を尻目にかけ、時を得頗に跋扈してゐるチャーナリズムの一世界があることは、事變を経る支那チャーナリズムの一異色風景である。それは、——いふまでもなく抗日アヂ新聞、雑誌の跋扈である。

かうした豆新聞の横行は、然し事變後はじめて起つたのではない。抗日運動の領導権が、中國共産黨に移りつゝあつた一九三四年から、これら豆タンクの合法、非法舞臺に於ける活動が目覺ましいものあつたのは事實であるが、西安事件後、國民黨と共に蘇との合作が著々進歩し、やがて今度の事變、もう

離に憚かるところもなく、縱横無盡の亂舞を開始したのである。九月下旬までに入手し得たものだけでも、次ぎのやうなものがある。

(一) 「救亡日報」。上海市文化界救亡協會の機關紙で、タブロイド型日刊四頁。茅盾、郭沫若、巴金、潘漠年、鄒韜奮、章乃器、王芸生等を幹部若しくは主なる執筆者としてゐる。

(二) 「抵抗」三日刊。三日に一回發刊の雑誌で、四六倍判十二頁。鄒韜奮が編輯人となり、郭沫若、李公樸、鄭伯奇等が書いてゐる。

(三) 「呐喊」。左翼作家の根城である「文學季刊」の前身と見るべきもので、不定期刊。幹部は巴金、茅盾、胡風、蕭乾等。

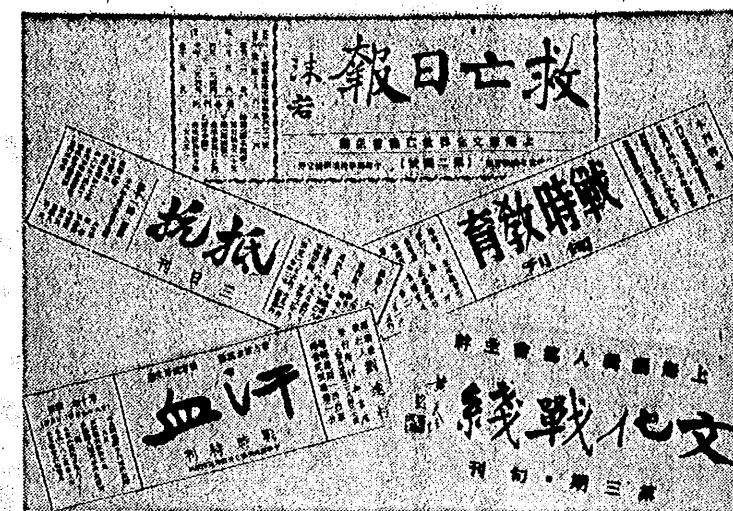
(四) 「汗血」三日刊。藍衣社機關誌「汗血月刊」の別冊隊で、四六倍判八頁。幹部は劉達行等。

(五) 「戰時教育」。鄒韜奮の「生活書店」から出てゐる四六倍判十二頁の旬刊。執筆者は陶行知等。

(六) 「文化戰線」。上海編輯人協會の機關誌で、四六倍判三十二頁の旬刊。艾思奇、金剛人、姜君辰等もあり、四六倍判十六頁の三日刊。



- (八) 「戰聲畫報」。四六倍判の五日刊。
- (九) 「抗日畫報」。四六倍判二十頁の純畫報。
- (一〇) 「抗敵畫報」。同前。兩誌とも英文説明が付いてゐる。けだし外人にも讀ませようといふのである。
- (一一) 「戰時畫報」。同前。良友圖書公司發行。
- (一二) 「非常情報」。タブロイド型十四頁の半月刊。
- (一三) 「抗日輿論」。タブロイド型十四頁の半月刊。
- 右諸雑誌の執筆者中、最も有名なのは何といつても郭沫若であらう。つづいては所謂人民戰線派の章乃器、鄒韜奮、李公樸等であり、更に茅盾、巴金、鄭伯奇等。
- 胡風等の左翼作家であらう。「新生事件」で一時入獄した杜重遠もあれば、ブルジョア新聞「大公報」記者の王芸生、「世界知識」編輯長金則人等もあり、純粹の共産黨員としては潘漠年が「救亡日報」で連日毒筆を振つてゐる。
- これら抗日アヂ雑誌の宣傳方法は、單に論文だけでなく、新詩、童話、漫畫、脚本、流行歌はいふに及ばない。



ず、「大敵」といつて、我が講談に似て、これに斬子のついたものがあるが、其の大敵の臺本などにも上海戦争を織り込んだりしてある。「關海文」——上海の空中戦で討死した支那空軍の勇士——と題する大敵臺本を、趙景深といふ男がつくつてゐるが、其の最後に關の墜死を敍し、「此の報道が日本に傳はりますと、大阪の新聞は競うて此の勇士の死を報じ、我が國人士が涙を注いだだけなく、敵人も亦其の勇に感服したことであります。曰く中國は昔日の比ではないと。」

關將軍の壯烈な犠牲は、「場の大戰」——驚天動地鬼神を泣かしめ、正氣浩々宇宙に垂れ、壯士の英名は乾坤に振つたのであります。」と節面白く結んでゐる。例の抗日巨頭馮玉祥も、種々な豆雑誌に新詩を發表してゐる。

——これを、單に支那チャーナリズムの一異色風景とのみ看過してはならない。今次の事變が、所謂抗日人民戰線派の活動を主たる原因としてゐる以上、彼等の指導してゐる抗日アチ雜誌が、其の形態の微小なるに拘はらず、實に事變チャーナリズムの主流となつてゐるからである。『申報』、『新聞報』、『大公報』のやうな大新聞でさへも、今日では此の主流に抵抗し得ず、甘

んじて後塵を拂ひて抗日論譯を掲げ、或は其の論壇を抗日論客に開放するのやむなきに立ち至つてゐる實情である。實際、國民黨は其の民衆に對する指導力を喪失し、特に言論界に於ては殆ど其の存在すら認められず、又人民戰線派に終始反対し來つた中國トロッキーストは、「大陸週刊」に據つて依然其の獨自の筆陣を張り、國家主義青年團も反共產の立場を守つてゐるが、いづれも人民戰線派に對抗し得べくもないものである。かくて人民戰線派は、終に一舉にして支那言論界を壟斷し、背後の中國共產黨及コミニンテルンの指導の下に

(一) 今次の事變は、日支の全而的戰争であつて、絶對に妥協の餘地がないこと。
(二) しかし日本の大衆に對してはこれを敵視せず、むしろ相挺擧して日本國內の搾亂を圖ること。
(三) 最後の勝利を得るために、あらゆる犠牲を忍び、持久戦を以て臨み、日本を國內から崩壊させる

こと。

(四) 全面的長期抵抗に堪へるため、中央及地方政府を戰時機構に改め、日本との妥協を策する分子を排斥し、各黨各派の強硬なる抗日分子を参加せしめ、且戰時經濟統制を實行すること。

(五) 民衆を組織化し、抗日教育を普及し、武装を許し、救國に關する言論、集會、結社の自由を與へ、生活を保障し、漢奸を肅清すること。

(六) 日本は世界の平和を破壊する公敵なることを宣傳し、英米佛蘇各國をして對日共同戰線を張らしめ、進んで太平洋集團安全制度を樹立すること。

(七) 孫文の聯蘇政策を復活し、蘇聯と相互援助條約又は攻守同盟を締結すること。
といふやうな宣傳綱領に據つて、シッカリと支那民衆を把握しようとしてゐるのである。これが支那に於ける事變チャーナリズムの核心的事實であることを我等は記せねばならぬ。

最近公布の法令

内閣官房總務課

- 製鐵事業法施行期日ノ件 (九月二十一日公布) 勅令第五百六號
○製鐵事業法施行令 (九月二十一日公布) 勅令第五百七號
○製鐵事業法ノ一部ヲ朝鮮ニ施行スルノ件 (九月二十一日公布) 勅令第五百八號

製鐵事業法(勅令第五百六號)を昭和十二年九月二十二日より施行し、其の施行に伴ひ必要な規定を定め且土地收用法適用に關する事項、所得税、營業税免除に關する事項、製鐵事業の爲必要なる器具、機械其の他の材料の輸入税免除に關する事項等を除いて之を別額にも施行することにしたものである。

- 大藏省官制中改正ノ件 (九月二十一日公布) 勅令第五百九號

外國爲督管理の強化及關稅率等の改正に伴ひ事務官二人、技師一人、屬五十四人、技手六人を増員したものである。

- 大藏部内臨時職員設置制中改正ノ件 (九月二十一日公布) 勅令第五百十號

産金法の施行に關する事務を掌らしめる爲、理財局に人、技師一人、屬五十四人、技手六人を増員したものである。

- 文部部内臨時職員設置制中改正ノ件 (九月二十二日公布) 勅令第五百十一號

現下我國商業界の趨勢に鑑み、官立工業専門學校並に私立工業學校に於て工業技術員の應急的養成施設を講ぜしめる爲、之が事務に從事せしめる爲、局二人を増員したるものである。

- 商工部内臨時職員設置制中改正ノ件 (九月二十二日公布) 勅令第五百十二號

產金獎勵に關する事務に從事せしめる爲、鐵山局に技師六人、内一人を勤任と爲することを得る、局二人、技手十二人、鐵山監督局に書記官一人、技師十人、屬技手三十人を増員したものである。

- 南洋廳公學校官制中改正ノ件 (九月二十二日公布) 勅令第五百十三號

鐵山局に事務官一人、技師二人、屬二人、技手五人、鐵山監督局に技師三人、技手七人、鐵鋼調查に關する事務に從事せしめる爲、鐵山局に屬、技手各四人、輸入貨物代金の決済の制限に關する事務に從事せしめる爲、工務局及鐵山局に事務官一人、技師二人、屬六人、技手七人、燃料料局に屬三人、貿易局に事務官二人、技師二人、屬六人、技手八人を増員したものである。

- 昭和十二年法律第九十二號ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件 (九月二十二日公布) 勅令第五百十四號

支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲、昭和十二年法律第九十二號(輸出入品等ニ關スル臨時指揮ニ關スル法律)を朝鮮、臺灣及樺太にも之を施行し、且南洋群島に於ける輸出入品等に關する臨時指揮に關しても此の法律に依ることにしたものである。

- 小運送業法施行期日ノ件 (九月二十二日公布) 勅令第五百十七號

去る四月五日公布せられた法律第四十五號小運送業法(勅令第五百三十九號)の施行期日を本年十月一日と定めたものである。

○行政諸法臺灣施行令中改正ノ件 (九月二十二日公布) 勅令第五百十八號

產金法制定の趣旨に鑑み内外地協力し產金業の助成監督及產金の集中を圖る爲に、產金法第十四條(金委員會に關する規定)を除いて臺灣にも施行し又臺灣に於ては内地に於ける鐵業法及砂礦法と異り別個の律令たる臺灣鐵業規則が施行されてゐる關係上之が特例を設けたものである。

- 情報委員會官制改正ノ件(勅令第五百五十九號)
(九月二十五日公布)
○高等官等俸給令中改正ノ件(勅令第五百五十號)
(九月二十五日公布)
前者は情報委員會の機能を充分發揮せしめる爲情報委員會官制の全部改正を行ひ之を内閣情報部としたもので、詳細は週報第五十號第三十三頁以下を参照せられたい。
後者は之に伴ふ改正である。

○貿易局官制中改正ノ件
(九月二十五日公布)

貿易及關係產業の調整に關する事務及貿易組合法施行に關する事務の爲書記官一人、事務官一人、技師二人、屬五人、技手五人を増員したものである。

○朝鮮總督府部内臨時職員設置制中改正ノ件

(九月二十五日公布)

薪金の獎勵及管理に關する事務に付事務官一人、技師二人、屬八人、技手六人、外國貨物管理に關する事務に付屬三人、漁業糞費減施設に關する事務に付技師一人、屬一人、技手三人を總督府に増員し、隣接國境地方の整備に關する事務に付道に管轄部七人、營部十二人を増員したものである。

○關東通信官署官制中改正ノ件
(九月二十五日公布)

電氣計器檢定試験事務開始の爲通信書記一人、通信技手二人を増員したので、十月一日より施行せられた。

- 關東州地方待遇職員令中改正ノ件
(九月二十五日公布)
○骨牌稅法ノ特例ニ關スル件
(九月二十五日公布)
關東州に於ける保健衛生施設の充實を圖る爲大連保健館を設置し、之に配置する爲衛生技師二人、衛生技手三人を増員し、關東局官制の改正に依り銀行其の他各種金融機關の取締監督に關する人員が充實せられたから、其の準備の爲臨時に増員せられた審査記を一人減員したものである。

○臺灣ニ於ケル骨牌稅法ノ特例ニ關スル件
(九月二十五日公布)

骨牌稅法第四條に依れば、骨牌には一組毎に麻雀に在りては三圓、其の他に在りては五十錢の稅を課すことゝなつてゐるのであるが、臺灣特殊の骨牌たる四色牌に對しては三圓、其の他に在りては五十錢の稅を課すことゝなつてゐるのであるが、臺灣特殊の骨牌たる四色牌に對しては三圓、其の他に在りては五十錢の稅を課すことゝなつてゐるのであるが、臺灣特殊の骨牌たる四色牌に對しては三圓、其の他に在りては五十錢の稅を課すことゝなつてゐるのである。

- 臨時資金調整法施行令
(九月二十五日公布)
○臨時資金審査委員會官制
(九月二十七日公布)
○臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件
(九月二十五日公布)

臨時資金調整法は第十一條(臨時資金調整委員會に關する規定)のみ九月十五日より施行せられたが、其の他の規定により施行せられた。定を九月二十七日より施行することゝし、之に伴つて施行せられた。

○昭和十一年法律第七十三號貿易及關係產業

ノ調整ニ關スル法律施行期日ノ件

(九月二十五日公布)

- 釋じてゐたのであるが、政治、經濟、交通その他の諸般の點に鑑み、中央標準に依ることゝしたので、十月一日より施行せられた。

○貿易審議會官制
(九月二十五日公布)

(九月二十五日公布)

- 昭和十一年法律第七十三號貿易及關係產業の調整に關する法律(四百四十七號)を九月二十七日より施行し、之に伴つて商工大臣の監督に屬する貿易審議會を設置し、同法第一條、第四條の規定に依つて其の権限に屬せしめられた事項を調查審議し、關係各大臣の諮詢に應じ貿易に關する重要な事項を調查審議し、其の他貿易に關する事項に付關係各大臣に建議することを得ることゝし、會長一人(商工大臣)委員二十五人以内(關係各廳高等官、學識經驗ある者)を以て組織し、必要ある場合に於ては臨時委員を置くことを得ることゝしたのである。次に統制協議會は同法第二條、第三條の規定に依り其の権限に屬せしめられた事項を調查審議せしめる爲必要の都度商工大臣が之を置くことを得るものとし、會長一人(商工大臣)之を命ずる)、委員若干人(關係各廳高等官、學識經驗ある者)を以て組織することゝした。

○統制協議會規程
(九月二十五日公布)

(九月二十五日公布)

- 昭和十一年法律第七十三號貿易及關係產業の調整に關する法律(四百四十七號)を九月二十七日より施行し、之に伴つて商工大臣の監督に屬する貿易審議會を設置し、同法第一條、第四條の規定に依つて其の権限に屬せしめられた事項を調查審議し、關係各大臣の諮詢に應じ貿易に關する重要な事項を調查審議し、其の他貿易に關する事項に付關係各大臣に建議することを得ることゝし、會長一人(商工大臣)委員二十五人以内(關係各廳高等官、學識經驗ある者)を以て組織することゝしたのである。次に統制協議會は同法第二條、第三條の規定に依り其の権限に屬せしめられた事項を調查審議せしめる爲必要の都度商工大臣が之を置くことを得るものとし、會長一人(商工大臣)之を命ずる)、委員若干人(關係各廳高等官、學識經驗ある者)を以て組織することゝした。

- 明治二十八年勅令第六百六十七號準時ニ開スル件中改正ノ件
(九月二十五日公布)

(九月二十五日公布)

- 從來は東經百二十度の子午線の時を以て臺灣及澎湖列島並に八重山及呂古列島の標準時と定め之を西部標準時と

電路光量違いにより重複撮影

アシア版の「世界の歴史」

46

防空法施行期日ノ件

(昭和十二年五月一日)

官廳防空令

(昭和十二年五月一日)

臨時船舶管理法施行期日ノ件

(昭和十二年五月一日)

朝鮮及臺灣三於ケル臨時船舶管理法ノ特例

等ニ關スル件

(昭和十二年五月一日)

關東州臨時船舶管理令

(昭和十二年五月一日)

森林火災國營保險法施行令

(昭和十二年五月一日)

森林火災國營保險法ヲ施行セサル地區ヲ指

定スルノ件

(昭和十二年五月一日)

昭和十二年法律第九十四號ヲ権太三施行又

ルノ件

(昭和十二年五月一日)

外務部内臨時職員設置制中改正ノ件

(昭和十二年五月一日)

送料不要

(昭和十二年五月一日)

第一大日本國體

(昭和十二年五月一日)

第一、肇國

二、聖德

三、臣節

四、和と「まこと」

五、國民性

六、政治・經濟・軍事

七、國民文化

八、國史

九、國民生活

十、國民精神

十一、國民道德

十二、國民文化

十三、國民精神

十四、國民道德

十五、國民文化

十六、國民精神

十七、國民道德

十八、國民文化

十九、國民精神

二十、國民道德

二十一、國民文化

二十二、國民精神

二十三、國民道德

二十四、國民文化

二十五、國民精神

二十六、國民道德

二十七、國民文化

二十八、國民精神

二十九、國民道德

三十、國民文化

三十一、國民精神

三十二、國民道德

三十三、國民文化

三十四、國民精神

三十五、國民道德

三十六、國民文化

三十七、國民精神

三十八、國民道德

三十九、國民文化

四十、國民精神

四十一、國民道德

四十二、國民文化

四十三、國民精神

四十四、國民道德

四十五、國民文化

四十六、國民精神

四十七、國民道德

四十八、國民文化

四十九、國民精神

五十、國民道德

五十一、國民文化

五十二、國民精神

五十三、國民道德

五十四、國民文化

五十五、國民精神

五十六、國民道德

五十七、國民文化

五十八、國民精神

五十九、國民道德

六十、國民文化

六十、國民精神

六十、國民道德

六十、國民文化

六十、國民精神

輯編部報情閣內

週報

號四十五第

日七十二月十年二十和昭

○列強陸軍兵器の趨勢
（陸軍省新軍事普及部）
○步一步壓迫す
（陸軍省新聞班）
○戰機黃河に動く
（國際時事解說）
○支那事變に關する
（外務省情報部）
聯盟會議と九國條約會議

所込申	定
内閣印刷局發行課 電話九ノ内四一五二一九 郵局東京一九〇〇番	一部 一年前金 一圓四十錢 一部 一年未滿配送御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。
全国各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區神保町二三三 郵局東京二九〇〇番	（外國轉傳に依る地） 一年前金 一圓四十錢 要不料送
最寄書店・驛賣店	

週報
昭和十一年十月二十日印刷發行
編輯者 内閣情報報部
印刷者 東京市神田區永田町 内閣總理大臣官舎内
發行者 東京市神田區大手町 内閣印刷局